

**米子市本庁舎内
広告付きデジタルサイネージ式庁舎案内板設置事業実施事業者公募要項**

1 趣旨

市民サービスの向上を目的として、市役所本庁舎内に広告付きデジタルサイネージ式庁舎各階案内板を設置し、広告主の募集並びに当該広告を掲載する事業を一括して行う実施事業者を募集する。

2 事業名

米子市本庁舎内広告付きデジタルサイネージ式庁舎案内板設置事業

3 事業内容

別紙「米子市本庁舎内広告付きデジタルサイネージ式庁舎案内板設置事業仕様書」のとおり

4 施設の概要

- (1) 名称 米子市役所本庁舎
- (2) 所在地 米子市加茂町一丁目1番地
- (3) 設置場所 東側玄関入口（別紙「配置図」参照）
- (4) 開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 閉庁日 土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (6) 参照数値 人口 146,251人 68,579世帯
（令和4年10月31日現在）

5 事業実施期間

案内板の設置期限を令和5年4月2日（日）とし、事業実施期間は5年間とする。

6 広告について

広告の内容は、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行）に定めるところによる。

7 応募資格

応募事業者は、次に掲げる事項のいずれにも該当せず、社会的信用及び実績を有する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く）
- (3) 国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者

- (4) 本市の市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

8 提出書類等について

(1) 提出先

米子市総務部総務管財課
郵便番号 683-8686
米子市加茂町一丁目1番地
電話 0859-23-5334

(2) 提出期限

令和4年11月28日（月）午後5時15分必着

(3) 提出方法

持参又は郵送並びに信書便で提出してください。なお、ファクシミリ及電子メールによる提出は受理しません。

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 企画提案書（様式2）
- ③ 企画書（様式は任意）

ア 設備本体のサイズ、構造、設置方法

イ 案内板及び広告の配置、サイズ、デザイン、掲載情報等の案

ウ 案内板の情報の更新

エ 広告の募集方法、更新頻度、問い合わせ対応等

オ 電気を使用する場合は、電源の管理方法、使用電力量の数値

カ 設備全体の保守管理、緊急時の対応

キ 準備作業を含む作業スケジュール

ク 第三者からの問い合わせ等への対応

ケ その他市民サービスの向上が見込める機能、工夫、サービス等又は市の財政的負担軽減に繋がる提案

- ④ 会社概要書（様式3）
- ⑤ 過去3カ年分の財務状況がわかる決算関係の写し
- ⑥ 委任状（委任者を設定する場合に限る。）（様式4）
- ⑦ 役員等調書兼照会承諾書（様式5）

※③は6部、それ以外は1部

9 質問及び回答について

質問事項を記載した質問書（様式6）を、令和4年11月15日（火）午前8時30分から同11月18日（金）午後5時15分までにファクシミリまたは電子メールで送付してください。回答は、同11月22日（火）午後5時15分までに市ホームページに掲載します。ただし、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

送付先 米子市総務部総務管財課

F A X : 0 8 5 9 - 2 3 - 5 3 9 0

Eメール : somu@city.yonago.lg.jp

10 選定方法

- (1) 提出いただいた書類等に基づき、公正な審議を実施した上で実施事業者を選定する。ただし、評価が最も上位又は1事業者しか参加がない場合でも、総得点において、一定の評価に達していない場合は、実施事業者として選定しない。
- (2) 選定結果は、すべての参加者に通知する。
- (3) 決定を受けた実施事業者は、市と事業実施に係る契約を取り交わすとともに、市役所庁舎の使用に係る行政財産使用許可申請を行うこと。

11 その他

- (1) 本公募の参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問い合わせ、書類等の追加・修正には原則として応じない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 提出物の著作権はすべて参加者が保有するものであるが、本市は、これを市議会・報道機関等への情報提供及び本市の広報媒体での掲載のために無償で使用するができるものとする。
また、参加者から提出された資料等については、米子市情報公開条例（平成17年条例第22号）の対象となり、同条例第7条各号に規定する事項（非公開情報）を除き、公開する場合がある。